

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施にあたっては、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与が求められる。</p> <p>（注１）・（注２）（略）</p> <p>（１）～（４）（略）</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>系統金融機関の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施にあたっては、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与が求められる。</p> <p>（注１）・（注２）（略）</p> <p>（１）～（４）（略）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>(5) 口座の不正利用等を防止するため、預貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、<u>犯収法施行規則第32条第2項第1号の規定に基づく情報の提供を目的とする、全国銀行協会の100%出資子会社であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加を含め、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて系統金融機関の預貯金口座に振込みを請求したりする<u>ことのほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺など、預貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。</u>また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制及び上記の情報共有枠組みへ参加して不正利用口座に関する情報を適切に提供し、かつ、提供を受ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p>	<p>(5) 口座の不正利用等を防止するため、預貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて系統金融機関の預貯金口座に振込みを請求したりするなど、預貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(6)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ－３－８ 海外業務管理 Ⅱ－３－８－１ 意義【農中】</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、金融機関の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する本店（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。</p> <p>また、F A T F 勧告等に基づく国際的なマネロン・テロ資金供与対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、犯収法施行規則第 32 条第 3 項及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>	<p>(6)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ－３－８ 海外業務管理 Ⅱ－３－８－１ 意義【農中】</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、金融機関の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する本店（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。</p> <p>また、F A T F 勧告等に基づく国際的なマネロン・テロ資金供与対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、犯収法施行規則第 32 条第 2 項及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>

附 則

この通知の改正は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。